○○こども園運営規程（幼保連携型認定こども園用）

　（施設の名称等）

第１条　（法人名）が設置するこの幼保連携型認定こども園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

　⑴　名　称　　○○こども園

　⑵　所在地　　京都市△△区・・・・・

　（施設の目的及び運営方針）

第２条　○○こども園（以下「当園」という。）は、幼児期における教育・保育は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うためだけではなく、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであるとの認識のもと、満３歳以上の幼児に対する教育並びに保育を必要とする乳児及び幼児に対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図れるよう適切な環境を整え、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

２　「当園」の職員は、園児との信頼関係を十分に築き、園児が自ら安心して環境にかかわりその活動が豊かに展開されるよう環境を整え、園児と共によりよい教育及び保育の環境を創造するよう努めるものとする。

３　「当園」は、教育基本法、児童福祉法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律その他の法令並びに幼保連携型認定こども園教育・保育要領の示すところに従い、教育及び保育を一体的に提供するため、創意工夫を生かし、園児の心身の発達と幼保連携型認定こども園、家庭及び地域の実態に即応した適切な教育及び保育の内容に関する全体的な計画を作成するものとする。

４　「当園」は、「京都市認定こども園の認定の要件等に関する条例」その他関係法令を遵守し、運営するものとする。

　（利用定員）

第３条　「当園」の利用定員は、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第１９条各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次のとおり定める。

　⑴　法第１９条第１号の子ども（満３歳以上の小学校就学前子ども。ただし、次号に掲げるものを除く。以下「１号認定子ども」という。）　●●人

　⑵　法第１９条第２号の子ども（保育を必要とする満３歳以上の小学校就学前子ども。以下「２号認定子ども」という。）　●●人

　⑶　法第１９条第３号の子ども（保育を必要とする満３歳未満の子ども。以下「３号認定子ども」という。）のうち、満１歳以上の子ども　　●●人

　⑷　３号認定子どものうち、満１歳未満の子ども　　●●人

　（提供する保育等の内容）

第４条　「当園」は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、以下に掲げる教育・保育及びその他の便宜の提供を行う。

　⑴　特定教育・保育（法第２７条第１項に規定する特定教育・保育をいう。以下同じ。）

　　　給付認定を受けた保護者（以下「給付認定保護者」という。）に係る園児に対し、当該給付認定における保育必要量（法第２０条第３項に規定する保育必要量をいう。以下同じ。）の範囲内において保育を提供する。

　⑵　時間外保育（２号認定子ども、３号認定子ども）

　　　やむを得ない理由により、給付認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該給付認定に係る園児に対し、第１０条に規定する時間の範囲内において、法第５９条第２号に規定する時間外保育を提供する。

　⑶　預かり保育（１号認定子ども）

　　　やむを得ない理由により、第９条に規定する教育提供時間の前後に保育を希望する場合に、開所時間の範囲内において預かり保育を提供する。

　⑷　送迎

　　　園バスによる送迎を行う（ただし、希望者に限る。）。

　⑸　食事の提供

　⑹　その他教育・保育に係る行事等

　　*※　一時預かり、預かり保育や休日保育を実施する場合は、事業を実施する旨を掲載する。*

（子育て支援の内容）

第５条　「当園」は、前条各号に掲げるもののほか、地域の子育て家庭への支援及び相互交流を図るため、次の子育て支援に関する事業を実施する。

　⑴

　⑵

注　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第２条第１号から第５号に掲げられている事業のうち実施するものを記載する

　（職員の職種、員数及び職務の内容）

第６条　教育・保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

　⑴　園長　１名（常勤専従）

　　　園長は、職員及び業務を一元的に管理し、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、園児を全体的に把握し、園務をつかさどる。

　⑵　副園長　１名（常勤専従）

　　　副園長は、園長を助け、園務を整理し、必要に応じ園児の教育及び保育をつかさどる。

　⑶　教頭　１名（常勤専従）

　　　園長及び副園長を助け、園務を整理し、必要に応じ園児の教育及び保育をつかさどる。

　⑷　主幹保育教諭　●名（常勤専従）

　　　園長、副園長及び教頭を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の教育及び保育をつかさどる。

　⑸　指導保育教諭　●名（常勤専従）

　　　園児の教育及び保育をつかさどり、並びに保育教諭その他の職員に対して、教育及び保育の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

　⑹　保育教諭　●●名以上（常勤換算後）

　　　園児の教育及び保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

　⑺　養護教諭　●名（常勤専従）

　　　専門的立場からすべての園児の保健及び環境衛生の実態を把握し、疾病や情緒障害、体力、栄養、心身の健康等に関する問題を持つ園児及び保護者の指導及び支援を行う。

　⑻　栄養士　●名（常勤専従）

　　　園児の発達段階に応じ、０歳児の離乳食、満１歳以上児の幼児食に係る献立を作成するとともに、調理業務に従事する。

　⑼　調理員　●名以上（常勤換算後）

　　　栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。

　（学年及び学期）

第７条　「当園」の学年は、４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

２　前項の学年は、次の学期に分ける。

⑴　第１学期 ４月１日から●月●日まで

⑵　第２学期 ●月●日から●月●日まで

⑶　第３学期 ●月●日から３月３１日まで

　（特定教育・保育の提供を行う日）

第８条　特定教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始（１２月２９日から１月３日）及び祝日を除く。

２　１号認定子どもへの教育・保育の提供については、前項の規定にかかわらず、次の休園日を加える。

⑴　土曜日

⑵　夏季休業（●月●日～●月●日まで）

⑶　冬季休業（●月●日～●月●日まで）

⑷　春季休業（●月●日～●月●日まで）

（教育時間）

第９条　満３歳以上の園児に対する１日当たりの標準的な教育時間は、４時間とする。

　（教育・保育を提供する時間）

第１０条　保育を必要とする園児に対し、教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。

　⑴　保育標準時間認定に係る教育・保育時間

　　　７時から１８時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

　　　なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、１９時までの範囲内で、時間外保育を提供する。

　⑵　保育短時間認定に係る教育・保育時間

　　　９時から１７時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。

　　　なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、７時から９時まで及び１７時から１９時までの範囲内で、時間外保育を提供する。

　（利用者負担その他の費用の種類）

第１１条　「当園」の特定教育・保育を利用した給付認定保護者は、その給付認定を行った市町村が定める利用者負担金（保育料）を「当園」に支払うものとする。

２　「当園」は、給付認定申請から認定の効力が発生する日までの間において、災害等の緊急その他やむを得ない理由により教育・保育を提供し、法定代理受領を受けないときは、当該保護者から特定教育・保育費用基準額（「京都市子ども・子育て支援法施行条例」第８条において引用する「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成２６年内閣省令第３９号）第１３条第２項に規定する特定教育・保育費用基準額をいう。）の支払を受けるものとする。この場合、当該保護者が適切に教育・保育給付を受けられるよう、特定教育・保育提供証明書の交付その他必要な措置を講じるものとする。

３　「当園」は、前二項の支払を受けるほか、教育・保育の提供における便宜に要する費用（実費徴収）、教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価（特定負担額（いわゆる上乗せ徴収））について、別表に掲げる費用の支払を受けるものとする。

　（利用の開始に関する事項）

第１２条　「当園」は、１号認定子どもに係る給付認定保護者から利用の申込みを受けたとき又は市町村から特定教育・保育の実施について要請を受けたときは、これに応じるものとする。ただし、次に掲げる場合についてはこの限りではない。

　⑴　利用申込があった１号認定子どもの数及び現に当園を利用している１号認定子どもに係る園児の総数が、第３条第１号に規定する利用定員の総数を上回る場合

　⑵　利用要請があった２号認定子ども又は３号認定子どもの数及び現に当園を利用している２号認定子ども又は３号認定子どもに係る園児の総数が、第３条第２号及び第３号に規定する利用定員の総数を上回る場合

　⑶　当園の現員からは利用申込に応じきれない場合

　⑷　その他児童の受入れに当たり自ら適切な特定教育・保育を提供することが困難な場合

２　前項第１号の事由により給付認定保護者からの利用申込に応じられない場合は、●●●●（*抽選、申込順その他公正な選考方法を記載*）により入園児童の選考を行う。

３　「当園」は、特定教育・保育の提供開始に際し、あらかじめ、利用申込を行った給付認定保護者に対し、当該運営規程の概要、職員の勤務体制その他事業者の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について同意を得るものとする。

　（利用の終了に関する事項）

第１３条　「当園」は、以下の場合には特定教育・保育の提供を終了するものとする。

　⑴　園児が小学校に就学したとき

　⑵　法第２４条第１項第２号又は第３号の規定により給付認定が取り消されたとき

　⑶　その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

（緊急時における対応方法）

第１４条　「当園」の職員は、教育・保育の提供時に、園児に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は園児の主治の医師に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

２　教育・保育の提供により事故が発生した場合は、京都市、給付認定を行った市町村及び園児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

３　「当園」は、事故の状況や事故に際して採った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

４　園児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

　（非常災害対策）

第１５条　非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、少なくとも毎月１回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

　（虐待の防止のための措置）

第１６条　「当園」は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

　（記録の整備）

第１７条　「当園」は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から５年間保存するものとする。

　⑴　教育・保育の実施に当たっての計画

　⑵　提供した教育・保育に係る提供記録

　⑶　特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成２６年内閣府令第３９号）第１９条に規定する市町村への通知に係る記録

　⑷　保護者からの苦情の内容等の記録

　⑸　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

附　則

　この規程は、令和●年●月●日から施行する。

　この規程は、令和■年■月■日から施行する。

別表

１　全員が対象となるもの

　　特定教育・保育の提供に要する利用者負担金（上乗せ徴収分、実費分）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 内容、負担を求める理由及び目的 | 金額 |
| ○○に係る費用 | ○○ | 月額　　　　　　　円 |
| △△費 | △△ | 月額　　　　　　　円 |
| □□費 | □□ | 年額　　　　　　　円 |
| 給食費 | １号認定こども及び３歳児クラス以上の２号認定こどもに提供する食材料費 | 月額　　　　　　　円（主食費　　　　　円副食費　　　　　円） |
| 遠足に係る交通費 | 公共交通機関（地下鉄、バス等）その他移動手段に要する経費 | 実際に要した経費（実費） |

* 上記は前年度の費用を元に算出した金額であり、実際に要した費用の徴収につき、年度途中での金額の変更がありうる。金額の変更となった場合は、年度末の精算により、返還または追徴することがある。この場合、保護者に算出の内訳を示したうえで実施するものとする。

＜例＞

・１号認定子どもに係る給食費

・２号認定子どもに係る給食費（ただし、幼児主食費に限る。）

・●●行事に係る費用

２　該当者（利用者）のみ対象となるもの

1. 時間外保育に係る利用者負担金（２・３号認定子ども）

以下は、記載例

　以下の利用時間で設定している事業所を想定した場合。

　・開所時間：７時～１９時（１２時間）

　・標準時間の方が利用できる保育時間：７時～１８時（１１時間）

　・短時間認定の方が利用できる保育時間：８時半～１６時半（８時間）

* （参考）京都市時間外（延長）保育事業実施要綱

　　ア　保育標準時間認定の方

　　〇　保育標準時間に係る延長保育料（※備考）

　　　　１８時以降も保育を利用する旨を当園との間であらかじめ取り交わした方については、月額２，５００円

　イ　保育短時間認定の方

　　〇　保育短時間に係る延長保育料（※備考）

　　　　延長保育を利用する旨を当園との間であらかじめ取り交わした方については、１日当たりの利用時間に応じ、以下の料金とする。

　　　　　１日当たりの利用時間が

　　　　　①　１時間までの場合　　　　　　　→　月額２，５００円

　　　　　②　１時間を超え２時間までの場合　→　月額５，０００円

　　　　　③　２時間を超える場合　　　　　　→　月額７，５００円

（※備考）　保育料が第１階層（生活保護世帯等）及び第２階層（市民税非課税世帯）の方については、市の定める基準額に従い時間外保育料を減免する。

※　なお、時間外保育料については、月額の設定ではなく、以下の例のとおり１回当たりの利用料設定とすることも可能です（この場合、各事業所の設定した保育短時間認定に係る利用可能時間帯等を踏まえ、時間外保育料を設定してください）。

　　（ア）　７時から８時半まで利用した場合　　１回あたり　○○円

　　（イ）　１６時半から１９時まで利用した場合　　１回あたり　○○円

　　注：同じ日に、アの時間帯（７時から８時半まで）とイの時間帯（１６時半から１９時まで）を共に利用した場合については、それぞれの延長保育料が必要となります。

　　ただし、１回当たりの利用料設定とする場合でも、以下の金額が月額負担上限になります。

　　【利用料上限・民間保育園等（月額）】　　　　　　　　　　　　（単位：円）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 短時間認定 | 標準時間認定 |
| 延長時間 | １時間まで | ２時間まで | ３時間まで | １時間まで | ２時間まで |
| 第１階層 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 第２階層(母子世帯等) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 第２階層(母子世帯等を除く) | 1,000 | 2,000 | 3,000 | 1,000 | 2,000 |
| 上記以外の世帯 | 2,500 | 5,000 | 7,500 | 2,500 | 5，000 |

1. 時間外保育を契約していない場合にやむを得ず延長した時間に関する利用者負担金

　・園の設定する保育標準時間帯内では、徴収不可。（時間外保育事業を実施する園において、短時間認定

こどもについては、園の設定する保育短時間帯内は原則徴収しないこと。時間外保育の扶助対象であ

り、保護者負担のため公費が優先されることを原則としている。）。

・時間外保育事業を実施する施設については、状態の継続が見込まれた場合は、時間外保育の利用を促す

ことを原則とする。

　　以下は、記載例

　　時間外保育を契約していない場合、やむを得ず７時～１８時の保育標準時間を

超える時間につき、３０分あたり５００円を徴収する。なお、利用の継続が見込

まれる場合は、時間外保育の利用を促すよう努める。

　⑶　預かり保育に係る利用者負担金（１号認定子ども）　●●●●

　⑷　送迎用園バス代（車両費、燃料費）　●●●●

　⑸　布団リース代（実費分）　　　　　　●●●●

　⑹　●●●●

　※　当園は、上記費用の支払を受けた場合は、領収証を交付する。